

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2005 May 5月号



せな
山本瀬奈ちゃん 7月9日生
(東和出村) 父 弘さん・母 博美さん



渡辺さくらちゃん 17年3月12日生
(上中山) 父 茂さん・母 恵子さん



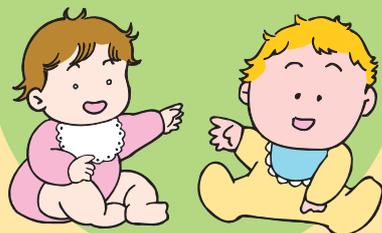
山本ゆいちゃん 6月3日生
(西和出村) 父 喜義さん・母 和子さん



めめ
水越萌媛ちゃん 7月2日生
(釜の前) 父 直樹さん・母 真由さん



平成16年生まれの子供達です。



れみ
山口鈴木未ちゃん 7月9日生
(竹之本) 父 義弘さん・母 八重子さん



さきこ
佐藤紗季子ちゃん 9月5日生
(大室指) 父 貢三さん・母 智子さん



そうた
佐藤奏太くん 11月9日生
(大渡) 父 靖行さん・母 翼さん



りん
山口凜ちゃん 5月18日生
(西和出村) 父 琢駒さん・母 ござえさん

一般会計予算及び特別会計予算など可決

平成十七年度三月定例議会は、三月九日に召集され会期を十八日まで
の十日間と決め、開催されました。

議案内容については、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決承認
されました。議決された案件は次のとおりです。

この中で議員提案であります、議員報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を制定し、議員自ら報酬を、一律三万円減額いたし
ました。

報告第一号 専決処分報告について（道志村税条例の一部を改正す
る条例）

議案第五号 政治倫理の確立のための道志村長の資産等の公開に関す
る条例の一部を改正する条例

議案第六号 道志村文化財保護条例の一部を改正する条例

議案第七号 道志村特別会計条例及び道志村合併処理浄化槽条例の一
部を改正する条例

議案第八号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例

議案第九号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員
公務災害補償等組合規約の変更について

議案第十号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務
組合規約の変更について

議案第十一号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治セン
ターを組織する地方公共団体の数の変更について

議案第十二号 平成十六年度道志村一般会計補正予算（第五回）

議案第十三号 平成十六年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予
算（第二回）

議案第十四号 平成十六年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算
（第二回）

議案第十五号 平成十六年度道志村老人医療費特別会計補正予算（第二回）

議案第十六号 平成十六年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算
（第三回）

議案第十七号 平成十六年度道志村介護保険特別会計補正予算（第二回）

議案第十八号 平成十六年度道志村介護保険サービズ事業特別会計補正
予算（第二回）

議案第十九号 平成十六年度道志村合併処理浄化槽事業特別会計補正予
算（第三回）

議案第二十号 平成十七年度道志村一般会計予算

議案第二十一号 平成十七年度道志村国民健康保険特別会計予算

議案第二十二号 平成十七年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算

議案第二十三号 平成十七年度道志村簡易水道事業特別会計予算

議案第二十四号 平成十七年度道志村老人医療費特別会計予算

議案第二十五号 平成十七年度道志村観光施設等事業特別会計予算

議案第二十六号 平成十七年度道志村介護保険特別会計予算

議案第二十七号 平成十七年度道志村介護保険サービズ事業特別会計予算

議案第二十八号 平成十七年度道志村合併処理浄化槽事業特別会計予算

議案第二十九号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例

一般質問

三月定例会において一名より一般
質問がありました。

質問の要旨とこれに対する村長な
ど執行部の答弁の要旨は次のとおり
です。

文教厚生常任委員

佐藤 光 男



一 合併問題について

去る二月二十日に実施されました
都留市との合併の賛否を問う住民投

票は、合併賛成が五十二%と反対を上回りましたが、議会が決めた住民投票条例の投票総数者名簿登録者の過半数に達しませんでした。

また、この条例には結果を厳守すると定めたため、当村は単独の道を歩むことになりました。

このことについて、議員として十分重く受け止め責任を感じておりません。

早速ですが、村長に質問いたします。住民投票の結果を報じた二月二十一日付の山梨日日新聞に、村長の談話として「今後単独存続を進めていく上で村民には、これまで以上の負担を強いことになるかもしれない」とありました。

この「これまで以上の負担を強い」とは、具体的にどのようなことが考えられるか。

(佐藤村長)

これまで以上の負担を強いとは具体的にどのようなことが考えられるのか、こういう質問でございますけれども記者会見の内容の件でございますが、その時の思いは、単独で歩む決定がなされた時に、自主財源の乏しい道志村にとって、地方交付税の減額は、予算内容を大きく見直して行財政改革を断行して行かなければならないということに尽きる訳でございますけれども、健全な行政運営が成り立ちませんで、国が言っ

ているように地方分権の推進、地方制度調査会の方向性、三位一体改革の内容を考慮したとき、道志村の未来、住民の将来を心配しての発言でございます。

住民から負担をとる、どのような事については、今後、道志村行政改革推進委員会の中で協議、検討し、自立計画を早急に策定し、その自立計画に基づき、行財政改革を実施していく、又、平成十七年度に計画する長期総合計画につきましても、地区懇談会、住民アンケートを実施する中で、住民の意見を聞き、それを生かした計画書を創って行き、その自立計画、長期総合計画に沿って行政運営を実施して行きたいと考えております。

二 行政改革について

昨年八月に実施した合併に関する意向調査の際、調査票に村民の意見が多数記載してありました。

役場としては、これら村民の生の声を活かした行政改革を考えられていると思いますが、その内容について、説明もお願いいたします。

(総務課長)

住民意向調査の意見、村民の生の声を活かした行政改革の内容についてのご質問でございますが、道志村の自立計画の進め方ですが、住民が判断しその結果がなされ、自立の道

が決定しました、自立して行くには、今後、幅広く、調査、検討、協議して、どのような行政運営をしていくのか、どのような行政サービスを目標とするのか、住民と行政が一緒になり着実に実行できる村創りを進めて行かなければなりません。

役場内で、まず、それぞれの担当が業務内容を詳細に協議し、その上で、その結果を基に行政改革推進委員会に意見をお聞きし最終的に決定していたたく、その内容については项目的に改革案を提示し、年度別に改革を実行していく。

住民意向調査の意見も役場内で検討し、実施できるもの、できないものの、短期で実施出来るもの、長期で実施できるもの、さまざまでありますが、住民の意見、助言を基本とした自立計画書を平成十七年九月を目標に仕上げて参りたいと考えます。

自立計画書につきましては、道志村が、未来に向かっていく道標であり、住民の声を取り入れた、推進委員、議会、行政が真剣に考えた中で計画していくものだと思いますので、議員の皆様方のご指導ご助言を今後ともよろしくお願ひしご質問の回答に代えさせていただきます。

質問一

地方行革方針となつてまして、行革大綱とかそういうことらしいんですけど、重要項目として先行き五年

間です、それに対して十%以上の削減をするとの新聞を読みました。

重点項目には、職員の定員などについて管理計画を作り公表することが取り込まれ、政府は行革大綱の中で国家公務員の定員について、五年間で十%以上削減するとの目標を掲げており政府は地方自治体に対しても抑制を求めていく考えだという内容が書いてあります。それに対して道志村が意向調査の裏書にも定数のこととはかなり書いてありました。それに向かつての道志村の考え方をお願いいたします。

(総務課長)

ただ今のご質問でございますが、道志村でも自立計画を作成していきませんが、十年間という期間で実施してあります。その中で人員の整理をする訳でございますが、一応計画的には今のところ、検討しているのが三十六名を予定しています。

そういった中で最終的には、行政改革の推進委員さんの皆様方に検討していただく訳ですけど、目標を立てて検討を今のところしていません。

質問二

行政改革推進委員会の会合なんですけれども、今後あと何回ぐらい計画する予定なのかお願ひします。

(総務課長)

今のところ三月三十日を予定しています。そして、九月まで回数的には何回ということは、まだ決定してませんけれど、その都度各担当の協議を必要に応じてという形になります。以上です。

三 横浜市からの補助金について

現在、横浜市から浄化槽の設置など水源の保全に関する補助金を受けていますが、今後、これら以外の補助が望めるかどうか、または可能性があるのか調査した結果があれば、教えていただきたいです。

(企画財政課長)

横浜市から受けております、負担金補助及び交付金の内容以外にどのような補助が望めるのか、また、どのような可能性があるのか、そういうことについては現状では、これは分かりません。

それから、このような調査をしたことも特別にはございません。ただ、言えますことは、今後における横浜市の関わりがどのようになるかと言うことにつきましては、昨年六月二十二日に中田市長が来村されました、百有余年の歴史の上に立って、二十一世紀の新たな絆を樹立する目標のもとに「横浜市と道志村の友好交流に関する協定書」を受けまして「横

浜市民ふるさと村覚書」の締結をしております。

何と言ってもこの協定書覚書の趣旨を生かして、両市村が相互理解と協力の上に立って調査・研究し、お互いの友好交流を如何にして実践し、かつ積み重ねていけるかという事に尽きるのではないかと思われまます。

まもなく、協定書締結一周年を迎えます、また道志村も試行錯誤の中で単独で存続することになっております。当然、古い関係から道志村と横浜市につきましましては、都市と農山村の関係、過密地と過疎地の関係、水の消費地と水の供給地、そういう相対する自然環境の中に置かれております。お互いの立場、役割を十二分に理解する中で、相互補完を仕合った新たな友好と交流が創出されるのではないかと思えます。

何と言っても、道志村民が横浜市民に対する受け入れをどのようにするか、また、どのような気持ちを持つてするか、そういうことが大事ではないかと思えます。

組長、議会、行政、住民が丸となって横浜市との新たな関係をどのように築き上げるか、これは今後、如何に努力していくか協力関係を創り上げるかと言うことに尽きるのではないかと思えます。個別具体的なことも検討されておりますから、その機会にはしっかりと提示いたします。

写真募集

「おらんちの自慢の富士山」

山梨県内から見えるあなたの一押し四季の富士山を、写真と50字程度のコメント（富士山への思い出など）で紹介してください。

◆応募資格 県内にお住いの方

◆応募方法 プリントした応募作品に富士山へのコメント（50字程度）を添えて、撮影者の氏名、住所、電話番号、撮影場所を記入のうえ応募

※アナログ写真、デジタル写真のどちらでも応募可

(1) アナログ写真：カラー、2Lサイズ（127mm×178mm）

(2) デジタル写真（デジタルカメラで撮影した写真は、ホームページからも応募可）

◆応募規定

(1) 一人何点でも応募できます。

(2) 応募作品及びネガ等の一切の権利は、主催者に帰属します。

(3) 応募作品は未発表のものに限ります。

(4) 応募作品は返却いたしません。

(5) だれでも自由に見られる場所で撮影した写真を応募してください。

◆応募期間

(1) 春、夏編：4月15日(金)～9月15日(木)

学生納付特例制度を「存知ですか」

対象となる学校が拡大しました

●対象となる学生は

日本国内に住むすべての人は、二〇歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられますが、学生については、在学中の保険料納付を猶予する「学制納付特例制度」が設けられています。これは、本人の取得が一定以下（注1）の学生（注2）を対象としており、申請に基づき適用されます。家族の方の所得の多寡は問いません。

（注1）平成十七年度の所得基準
 〓一八万円＋扶養親族等の数×三十八万円＋社会保険料控除等
 （注2）学生とは、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、厚生労働省令で定める各種学校その他教育施設及び各種学校（一年以上の課程に限る）に在学する方（夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます）です

●老齢基礎年金との関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間等が二十五年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この「二十五年以上」という老齢基礎

年金の受給資格期間に含まれることとなります。

ただし、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれませんので、将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、承認を受けてから十年間のうちに保険料を納付（追納）することができるとなっています（二年以上が経過した後に追納する場合は、猶予された時の保険料に一定の加算額が加わります）。

●障害基礎年金等との関係

障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、その事故が発生した月の前々月までの一年間に保険料の未納があると障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないときがあります。しかし、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に受給要件の対象期間になりますので、万が一の時にも安心です。

●対象となる各種学校が拡大

各種学校については、これまで学生納付特例制度の対象は厚生労働省令で個別に定められていた一部の各種学校に限られていましたが、平成

十七年四月からすべての各種学校（修業年限が一年以上の課程に在学している方に限ります）が対象となるよう改正されました。

●申請手続きが必要ですが

学生納付特例制度を利用するには、申請をして承認を受ける必要があります。「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入の上、

住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口へ提出してください（申請書は、社会保険事務所にもあります）。

なお、前年の所得を確認する必要がありますので、申請は毎年度必要となります。

◆この制度について詳しくは、道志村役場 住民健康課または社会保険事務所へお問い合わせください。

お知らせ 国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受けられなかった方へ

特別障害給付金 請求窓口は住民健康課国民年金担当窓口です。
 TEL (52) 2113

対象となる方

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者であって国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある方。
 ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限られます。

支給額（平成17年度）

- 障害基礎年金 1級に該当する方…月額5万円
- 2級に該当する方…月額4万円

※ご本人が他の年金を受けている場合や収入がある場合、支給が調整（または停止）されることもあります。

ご注意下さい

- 給付金は請求月の翌月分から支給されます。審査を行いますので実際の支払までは数ヶ月かかる場合もあります。また、審査の結果、不支給になる場合もありますので、あらかじめご了承願います。
- 請求に必要な書類については道志村役場、社会保険事務所等にお問い合わせください。書類等のご用意に時間がかかる場合は、ご用意できているもので請求していただき、後日、不足している必要書類をご提出いただくことが可能です。まずは、請求を行ってください。
- 給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

平成16年度 下期 財政公表

平成16年度一般会計歳入歳出状況

歳入 (17.3.31現在 単位：千円)

| 科 目 | 予算額 | 収入済額 | 収入率(%) |
|------------------|-----------|-----------|--------|
| 1. 村 税 | 210,225 | 200,750 | 95.5 |
| 2. 地 方 贈 与 税 | 19,750 | 19,750 | 100.0 |
| 3. 利 子 割 交 付 金 | 2,138 | 2,138 | 100.0 |
| 4. 配 当 割 交 付 金 | 263 | 263 | 100.0 |
| 5. 株式会社等譲渡所得割交付金 | 334 | 334 | 100.0 |
| 6. 地方消費税交付金 | 22,326 | 22,326 | 100.0 |
| 7. 自動車取得税交付金 | 9,065 | 9,065 | 100.0 |
| 8. 地方特例交付金 | 7,369 | 7,369 | 100.0 |
| 9. 地 方 交 付 税 | 866,902 | 866,902 | 100.0 |
| 10. 交通安全対策特別交付金 | 0 | 0 | 0.0 |
| 11. 分担金及び負担金 | 12,725 | 12,540 | 98.5 |
| 12. 使用料及び手数料 | 12,994 | 8,885 | 68.4 |
| 13. 国 庫 支 出 金 | 27,535 | 21,703 | 78.8 |
| 14. 県 支 出 金 | 120,976 | 44,177 | 36.5 |
| 15. 財 産 収 入 | 173 | 174 | 100.6 |
| 16. 寄 付 金 | 107,582 | 7,810 | 7.3 |
| 17. 繰 入 金 | 3,197 | 2,088 | 65.3 |
| 18. 繰 越 金 | 114,327 | 114,328 | 100.0 |
| 19. 諸 収 入 | 23,725 | 24,825 | 104.6 |
| 20. 村 債 | 230,600 | 0 | 0.0 |
| 計 | 1,792,206 | 1,365,427 | 76.2 |

歳出 (17.3.31現在 単位：千円)

| 科 目 | 予算額 | 支出済額 | 支出率(%) |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| 1. 議 会 費 | 48,409 | 46,242 | 95.5 |
| 2. 総 務 費 | 308,397 | 273,801 | 88.8 |
| 3. 民 生 費 | 182,365 | 104,239 | 57.2 |
| 4. 衛 生 費 | 84,051 | 61,763 | 73.5 |
| 5. 農林水産業費 | 254,323 | 150,245 | 59.1 |
| 6. 商 工 費 | 20,119 | 13,518 | 67.2 |
| 7. 土 木 費 | 155,616 | 57,531 | 37.0 |
| 8. 消 防 費 | 102,455 | 57,927 | 56.5 |
| 9. 教 育 費 | 170,148 | 158,803 | 93.3 |
| 10. 災害復旧費 | 13 | 0 | 0.0 |
| 11. 公 債 費 | 345,299 | 345,198 | 100.0 |
| 12. 諸 支 出 金 | 117,179 | 0 | 0.0 |
| 13. 予 備 費 | 3,832 | 0 | 0.0 |
| 計 | 1,792,206 | 1,269,267 | 70.8 |

特別会計歳入歳出状況

(17.3.31現在 単位：千円)

| 会 計 別 | 予算額 | 収入済額 | 収入率(%) | 歳出済額 | 支出率(%) |
|----------------|-----------|-----------|--------|-----------|--------|
| 国民健康保険特別会計 | 244,786 | 223,541 | 91.3 | 178,338 | 72.9 |
| 国民健康保険診療所特別会計 | 126,841 | 84,741 | 66.8 | 111,551 | 87.9 |
| 簡易水道事業特別会計 | 32,386 | 6,977 | 21.5 | 25,302 | 78.1 |
| 老人医療費特別会計 | 269,002 | 242,683 | 90.2 | 246,151 | 91.5 |
| 観光施設等事業特別会計 | 413,015 | 386,017 | 93.5 | 379,274 | 91.8 |
| 介護保険特別会計 | 101,301 | 77,279 | 76.3 | 88,430 | 87.3 |
| 介護保険サービス事業特別会計 | 27,849 | 15,827 | 56.8 | 24,076 | 86.5 |
| 合併処理浄化槽事業特別会計 | 103,041 | 9,291 | 9.0 | 57,207 | 55.5 |
| 計 | 1,318,221 | 1,046,356 | 79.4 | 1,110,329 | 84.2 |

平成十六年度 下期 主な事業

この「財政公表」は、村民の皆さんに道志村の財政状況をお知らせするために、毎年二回定期的に行っているものです。
今回は、平成十六年度下期の一般会計、特別会計の状況をお知らせします。

- ◎総務費
 - ・行政改革大綱作成事業
 - ・防災無線難聴地区解消事業
 - ・戸籍電算化データ作成事業
- ◎民生費
 - ・ふれあいバス事業

- ・地域ぐるみ子育て支援事業
- ◎衛生費
 - ・ゴミステーション設置事業
- ◎農林水産業費
 - ・特定農山村地域市町村活動支援事業
 - ・中山間地域総合整備事業
 - ・林道開設改良事業
- ◎土木費
 - ・村道岩瀬線改良事業
 - ・村道白井平線改良舗装事業
 - ・村営住宅建設設計業務
- ◎消防費
 - ・可搬ポンプ付積載車購入事業
- ◎教育費
 - ・高等学校等就学に対する助成金事業
 - ・中学校校舎改修事業



第1分団第2部・第2分団第1部に配備された可搬ポンプ付積載車

横浜市市長 横浜市会議長 表敬訪問



横浜市長より道志村長へ卓上ネームプレートの贈呈がありました

去る四月十四日、村長及び議会議員全員が横浜市の中田市長と横浜市会議長を表敬訪問いたしました。

市長と村長がお互いに直接話し合うのは昨年の協定書締結の時以来、およそ十ヶ月ぶりのこととなります。

訪問の席上、村長は挨拶の中で、横浜市の水源地として誇りを持ち、これまできれいな清流を保つため様々な運動を推進してきました。道志村の住民が自慢できる「日本一の水源の里づくり」を目指していくために、理解と協力をお願いし、また、横浜市民ふるさと村のPR活動の事業として、次の四項目について取り組んでいくことを伝えました。

- ① 横浜市民有志への親善大使の委嘱
- ② 横浜市民ふるさと村の住民票の発行
- ③ 村内への横浜市民ふるさと村看板の設置
- ④ 相互交流事業の拡大

一方、横浜市長は、昨年六月の道志村訪問のお礼と、その際の間伐作業の体験談を交えながら、本年度事業の取り組みとして

- ① 横浜市民向けの優待サービスを道志村の協力のもと、平成十七年度も実施します。
- ② 水源保全に対する理解と協力を広めるため、道志水源林ボランティア事業によって得られた間伐材を活用し、「卓上ネームプレート」の制作・販売を開始します。
- ③ 「間伐材活用アクションプログラム」を



横浜市会議長表敬訪問

右から（道志村長 — 佐藤卓司）
（横浜市会議長 — 相川光正）
（横浜市都経営総務財政委員会委員長 — 佐藤 茂）
（道志村会議長 — 湯川六昭）です

元に、五年後の本格的な活用を目指し、NPO法人と協働検討を開始します。

以上の三点について提案がありました。横浜市では、間伐材を利用した事業として平成二十一年をめどに本格活用をめざし、「間伐材活用アクションプログラム」を作成し、十七年度から「行政」と「民間」とが得意分野を役割分担し、協働検討開始することとなり、平成二十一年度には、本事業の採算性の向上が図られることから、ボランティア活動の組織運営の他、間伐材の商品の販売や、一般住宅資材としての活用など事業を目指すとのことです。横浜市、道志村それぞれ十七年度に実施する新たな友好交流の取り組みについて話されましたが、今後良好な関係を築いて行くことを約束されました。その内容については別紙のとおりです。

消防団員決まる

道志村消防団の任期満了にともない、消防団員からの推薦を受けた池谷高明氏に四月の役員会において佐藤村長より任命書が交付されました。新役員は次のとおりです。

| | |
|-------|-------|
| 団 長 | 池谷 高明 |
| 副 団 長 | 佐藤 和彦 |
| 旗 手 | 水越 正明 |
| 会 計 | 佐藤 正文 |
| 第一分団長 | 佐藤 茂崇 |
| 第二分団長 | 杉本 益弘 |
| 第三分団長 | 佐藤 明美 |
| 第四分団長 | 池谷 勇二 |
| | 勝 勝 |

消防団長挨拶



この度、道志村消防団役員改選に当たり団員皆様のご推薦を頂き、四月一日 佐藤村長より消防団長に任命されました。このことは消防人としての感激の極みであり光栄に思うとともに、私に課せられた使命の重要性を再認識し「自分たちの村は自分たちで守る」を心に刻み、誓いを新たにしたいところであります。さて近年災害は、想像をはるかに超える大規模災害が多発しており、昨年に

おいては新潟中越地震や、新潟福島豪雨、観測史上最大の十個の台風が上陸するなど、全国各地で自然災害が発生し甚大な被害をもたらした事は記憶に新しいところです、今改めて災害への備えを総点検する必要がありますと思います。私たちの住む道志村においても、東海沖地震、南関東直下型地震の発生が切迫し、いつ起きてもおかしくない状態とされています。私たち消防団員も、常日頃より訓練を積み重ね、関係各機関と連携を密にし、消防が直面するあらゆる課題に対し、「俊敏な行動力」を持って、団員が一致団結し「安心で安全な道志村」を築き上げる事に、全力で取り組む覚悟であります。最後に消防団に対し村民の皆様のご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、団長就任の挨拶といたします。

役場職員人事異動

四月一日付けで役場職員の人事異動が発令されました。異動の内容は次のとおりです。

異動辞令

- 長田 豊 → 住民健康課長 → 教育課長
- 佐藤 充俊 → 企画財政課長 → 産業観光課長・道の駅駅長兼務
- 山口 博康 → 産業観光課長 → 建設課長
- 山口 洋子 → 教育課長 → 住民健康課長
- 佐藤 光男 → 建設課長 → 企画財政課長
- 山口 正子 → 企画財政課主幹 → 住民健康課・保育所長
- 池谷 忠 → 企画財政課長補佐 → 総務課長補佐
- 山口 亮 → 産業観光課主幹 → 企画財政課主幹
- 山口 信江 → 住民健康課係長 → 産業観光課・道志の湯
- 大田満す江 → 住民健康課係長 → 企画財政課公聴広報係長

道志駐在所より



はじめまして...

今回、警察の定期異動で道志駐在所に赴任してきました、桂原 悟 です。出身地は早川町です。道志に赴任して、緑と清流が美しい所だと感じています。この素朴な地域が悪に染まらないよう頑張っていきたいと思えます。犯罪・事故のない明るい平和な道志村を目指して行きたいと思っておりますので、皆さんの御協力をお願いします。

- 佐藤 英樹 → 企画財政課係長 → 総務課税務係長
- 山口 登美 → 総務課主任 → 住民健康課主任
- 佐藤 好起 → 総務課主事 → 出納室
- 菅谷 直志 → 企画財政課主事 → 住民健康課主事